

○羽鳥生活衛生課長補佐 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第42回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本分科会はオンライン併用ですので、一部の委員はオンラインでの参加となっております。

また、本日の会議はあらかじめ事務局より傍聴を希望された方を対象に音声のみの傍聴という形で行っております。そのため、御発言の際はマイクを近づけていただいた上でお名前を名乗っていただき、できるだけ大きな声で御発言をいただき、発言時はマイクを御使用いただき、発言されない際はマイクを切るよう御協力をお願いいたします。

傍聴される方におかれましては、開催案内の際に御連絡している「傍聴される皆様へのお願い」事項の遵守をお願いいたします。

本日の出席状況について御報告をさせていただきます。田中委員、友岡委員、日比野委員、松島委員、小林委員から欠席の旨、御連絡をいただいております。委員総数24名中19名の委員の出席をいただいておりますので、厚生科学審議会令第7条第1項の規定により本日の会議が成立したことを御報告いたします。

また、今回の審議に当たっては、参考人として日本政策金融公庫国民生活事業部生活衛生融資部、中村裕一郎部長の御出席をいただいております。

続きまして、厚生労働省の事務局の出席者を御紹介させていただきます。

諏訪生活衛生課長でございます。

私、生活衛生課課長補佐の羽鳥でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行につきましては芳賀会長にお願いしたいと思います。

○芳賀分科会長 皆様、こんにちは。分科会長を務めさせていただきます芳賀でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

初めに、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○羽鳥生活衛生課長補佐 ありがとうございます。

資料の確認をさせていただきます。まず、頭に議事次第、一枚紙でございます。委員名簿、こちら一枚紙でございます。座席表がございまして、横の紙で資料1ということで「生活衛生関係営業振興指針（理容業、美容業及びクリーニング業）の改正について」という資料になります。

資料2「理容業の振興指針 新旧対照表 修正案」になります。

資料3「美容業の振興指針 新旧対照表 修正案」になります。

資料4「クリーニング業の振興指針 新旧対照表 修正案」になります。

参考資料として、参考資料１「関係法令」。

最後に、参考資料２として「振興指針改正に係る諮問書及び付議書」となっております。
過不足等ありましたら事務局にお申出ください。

以上になります。

○芳賀分科会長　ありがとうございました。

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。

まず議題（１）理容業、美容業及びクリーニング業の振興指針改正
について、事務局より資料１、資料２、資料３、資料４の御説明をお願いいたします。

○芳賀分科会長　ありがとうございました。それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。まず（１）理容業、美容業及びクリーニング業の振興指針改正について、事務局より資料１、資料２、資料３、資料４の御説明をお願いいたします。

○羽鳥生活衛生課長補佐　ありがとうございます。事務局、私、羽鳥のほうから資料１、資料２、資料３、資料４について御説明をさせていただきます。

まず、本日は昨年11月に御議論いただいた理容業、美容業、クリーニング業の３業種の振興指針の改正について、引き続き本日御審議をいただく形となっております。

それに先立ちまして改めてでございますが、横の紙の資料１の１ページ目に振興指針の位置づけ、また振興指針の見直しの方針について記載をさせていただいております。こちらは、前回の分科会においては振興指針の見直しの方針のとおり、他業種の改正時に反映されている内容について理容業、美容業、クリーニング業の指針に反映をさせる。また、理容業、美容業及びクリーニング業の３業種の指針のいずれかに記載がある事項について、他の指針にも同様に盛り込む。また、現在の新たなトピックスについて理容業、美容業及びクリーニング業の各指針に反映させるということで御議論をいただいたところでございます。

本日の分科会においては、前回の分科会で御議論いただきまして新たに追加等が必要な事項について、改正案の修正案としてお手元の資料２「理容業の振興指針」、資料３「美容業の振興指針」、資料４「クリーニング業の振興指針」に修正をさせていただいておりますので、これについて本日御議論をお願いしたいと思います。

前回の議論を踏まえまして、事務局のほうで資料１の３ページ目の中段になりますが、「振興指針改正案の修正案」ということで主な修正内容を記載させていただいております。

内容を読ませていただきますと、１点目といたしまして「（２）各業界からの現状報告を踏まえた内容の反映」ということで、「石油が原料となる製品等を多く使用しており、物価高騰の影響が顕著であること」という現状についてクリーニング業の業界のほうから御報告をいただいております。

また、「個人や家族経営の零細事業者が多く、経営基盤の脆弱さに加え、高齢化、これに伴う後継者問題等を抱えていること」ということで、現状について理容業、美容業におかれまして御報告をいただいておりますので、そういった記載を今回追加させていただ

ております。

2点目といたしましては、「(3) 現在の新たなトピックスとして、生活衛生関係営業者の課題、今後積極的に進めていくべき取組等で振興指針に反映する必要がある内容の検討」といたしまして1つ目、「障害者差別解消法に関する記載の具体化」ということで、理容業、美容業、クリーニング業の3業種について記載を修正させていただいております。

また、2つ目として「デジタル化の推進」ということで、こちらも理容業、美容業、クリーニング業の3業種について記載を修正させていただいております。

また、「プラスチックの削減」ということで御議論いただいております。こちらのほうはクリーニング業の指針のほうで記載を修正追加させていただいているところでございます。

具体的には、資料1の中段下の下線部の四角囲みのとおりでございますが、振興指針案を確認しながら御説明をさせていただきたいと思っております。

まず振興指針案でございますが、振興指針案は資料2が理容業、振興指針案の美容業につきましては資料3、振興指針案のクリーニング業について資料4になります。

その振興指針案の新旧対照表の中で今回追加修正をさせていただいている部分は、左側の四角囲みのところで青字部分が今回追加で記載修正をさせていただいている部分でございます。また、赤字部分につきましては前回11月13日の分科会の際の振興指針案で追加していた部分になります。そのため、本日は青字で今回追加をしている部分について主に御説明をさせていただきたいと思っております。

1点目につきましては、先ほど「振興指針改正案の修正案」として御説明をさせていただきました「各業界からの現状報告を踏まえた内容の反映」という部分で、1つ目として「石油が原料となる製品等を多く使用しており、物価高騰の影響が顕著であること」ということで、クリーニング業からの業界報告をいただいております。

その関係が資料4の9ページ目の下から6行目、ここは振興指針の大きな柱立ての第3「クリーニング業の振興の目標に関する事項」の中の「営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割」という部分になりまして、営業者が直面する課題として6行目に「さらに、令和4年4月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行され、洗濯業の事業者は、特定プラスチック使用製品として指定された衣類用ハンガー、衣類用カバーの排出抑制が求められている。」としております。

失礼しました。今、追加させていただいていた部分は後ほど御説明させていただく部分でございます。9ページ下から6行目、「また」以降のところ追加されている部分でございます。「新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により、厳しい経営状況が続く中、価格転嫁や雇用の維持・確保が難しい営業者も見受けられる」ということで、赤字で追記させていただいている部分は前回の分科会で御議論を追加させていただいている

部分でございます。

以降、青字で記載させていただいている部分が今回追加の部分で、「クリーニング業は、ボイラー、原油から生成される洗剤、ドライクリーニングの溶液、ハンガー、衣服カバー等、特に石油が原料となる製品やドライ機、プレス機等の機器を動かすための電気を多く使用しており、物価高騰の影響が顕著である。」という部分につきまして追記をさせていただきます。

続いて「各業界からの現状報告を踏まえた内容の反映」ということで、個人や家族経営の零細事業者が多く、経営基盤の脆弱さに加え、高齢化、これに伴う後継者問題等を抱えているということで、理容業、美容業につきまして追加をさせていただいている部分、こちらにつきましては理容業の振興指針のほうを参考とさせていただきまして、資料2「理容業の振興指針」の8ページ目の上から3行目でございます。「また」以降で「理容所の多くは個人や家族経営の零細事業者であり、経営基盤の脆弱さや、営業者の高齢化、これに伴う後継者問題等の課題を抱えている。」ということで、こちらのほうも振興指針案の大きな柱立ての第3「理容業の振興の目標に関する事項」のうち「営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割」という部分に現状について追記をさせていただいているところでございます。

続いて、「現在の新たなトピックスとして、生活衛生関係業者の課題、今後積極的に進めていくべき取組等で振興指針に反映する必要がある内容の検討」の「障害者差別解消法に関する記載の具体化」というところで追記修正をさせていただいている部分がございます、こちらは3業種共通で追加をさせていただいておりますが、参考として資料3の「美容業の振興指針案」の8ページ目にございます。

下から5行目の「加えて」以降のところでございますが、「加えて、令和3年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）が改正され、民間事業者による障害者に対する合理的配慮の提供が義務化された（施行は令和6年4月1日）。民間事業者は、環境の整備として全ての消費者が店舗を円滑に利用できるよう、ソフト、ハード両面におけるバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化に一層努めるとともに、障害者の個別の状況に応じて合理的配慮の提供を行う必要がある。」という形で記載を明確化させていただいております。

こちらはソフト、ハード両面におけるバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化につきましては引き続き一層努めていただくというところでございますが、今回、法施行の6年4月1日からは合理的配慮が義務化されまして、合理的配慮としてまずは障害者の方から御要望をお聞きし、建設的な対話の中で現状の人員体制であったり、置かれている設備の状況の中で対応できる方策を建設的な会話の中で見出していただくというものでありますので、そこは明確に記載を書き分けさせていただいたということになります。

続きまして、現在のトピックス、生活衛生関係業者の課題として追加をさせていただ

ている部分として「デジタル化の推進」、こちらのほうも理容業、美容業、クリーニング業、3業種全てに共通で入れさせていただいている部分でございます。

資料2の「理容業の振興指針」を参考に御説明させていただきますと、25ページの中段の「(2) サービス、店舗及び設備の改善並びに業務の効率化に関する事項」の部分で、「高齢の営業者にも配慮した」ということを青字で追記させていただいております。この一文の中でございますが、赤字部分から「情報提供等を行い、業界全体で新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響による業績悪化からの回復を目指すとともに、今後デジタル化が推進され、事業の効率化・高付加価値化が進むよう」ということで、この赤字部分には前回の御議論の中で追加をさせていただいている部分で、改めて追加で「高齢の営業者にも配慮したICTの活用に係るサポート等、必要な支援に努めることが期待される。」というので、組合連合会による営業者の支援というところで期待される部分の記載を追記させていただいております。

最後になります。追加させていただいている部分で「プラスチックの削減」ということでクリーニング業の関係でございます。「クリーニング業の振興指針」の資料4の8ページ目、こちらは振興指針案の大きな柱立ての第3「クリーニング業の振興の目標に関する事項」の中で「営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割」というところの下から6行目に青字で追記をさせていただいております。「さらに令和4年4月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行され、洗濯業の事業者は、特定プラスチック使用製品として指定された衣類用ハンガー、衣類用カバーの排出抑制が求められている。」というので、営業者が直面する課題等というので追記をさせていただいております。

また、同じような形でプラスチックの削減の関係ではクリーニング業の振興指針案の31ページの下から3行目になります。（6）として「プラスチック資源循環法第28条により特定プラスチック使用製品に指定されている衣類用ハンガー及び衣類用カバーの排出の抑制をはじめとした3Rの推進」というので、環境の保全及び省エネルギーの強化、リサイクル対策の推進というので「営業者に期待される役割」というところに追記をさせていただいております。

以上が、今回修正、追加をさせていただいた部分になります。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

事務局から追加の指針の改正案について御説明をいただきましたので、委員の皆様から御意見や御質問をいただきたいと思います。発言の際は挙手した上で、それからオンライン参加の委員の皆様は手を挙げるボタンで挙手の上、私が指名させていただきますので、それから御発言いただきますよう御協力のほどお願いいたします。

では、御意見や御質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○大久保委員 この振興指針の改正の内容につきましては、私からは特に異存はありませんけれども、1つ、直接今回の改正とは関係ないのですが、質問をさせていただければと

思います。

この指針の中に都道府県生活衛生営業指導センター、以下都道府県指導センターと略されていますけれども、このセンターが頻繁に登場してきています。私も勉強不足で申し訳ありませんが、本センターのことは十分理解しておりません。そこで、本センターに関して名称上、営業指導センターとありますけれども、衛生面であるとか、公衆衛生面に関してはどのような指導や取組がされているのか、教えていただければと思います。

直接、改正内容に関してのことではないのですけれども、すみませんが、よろしく願いします。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

これは、事務局からお願いします。

○羽鳥生活衛生課長補佐 私の声が小さくてすみません。オンラインで参加いただいている先生方にお聞き漏れが発生してしまいまして申し訳ございません。

○大久保委員 今はよく聞こえています。

○羽鳥生活衛生課長補佐 大丈夫ですか。すみませんでした。

今、大久保委員から御質問いただきました都道府県生活衛生営業指導センターにつきましては、今回のこの指針の中でもたくさん営業指導センターの役割を担っていただいているところでございますが、内容としましては、都道府県営業指導センターは生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律のほうで、各都道府県に設置されている一般社団法人ということになっております。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の目的の一つとしまして、衛生施設の改善向上であったりとか経営の健全化であったり、または振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図ることが掲げられておりまして、都道府県生活衛生営業指導センターではこれらに資する取組を行っていただいております。

具体的には、生活衛生関係営業の各業種を対象にしまして衛生施設の維持及び改善向上、経営の健全化についての相談の対応でございまして、指導として循環相談を行ったりしております。また、講習会等の開催やあっせんとして感染症対策の講習会などを実施、または情報資料の収集提供ということで衛生管理、例えば感染症であったり、食中毒であったり、HACCP害虫等に関する事業者向けハンドブックの作成等を行っているという形になっております。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

大久保委員、このような御説明でよろしいですか。

○大久保委員 どうもありがとうございました。

私も勉強不足なのですが、都道府県単位に設置されているということなので、横浜市のような政令指定都市には設置されていないという理解でよろしいですね。

以上です。ありがとうございました。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

○羽鳥生活衛生課長補佐 すみません。1点、修正をさせていただきます。

先ほど私は一般社団法人と申し上げたのですが、公益財団法人になります。失礼いたしました。

○芳賀分科会長 それでは、ほかの委員の先生方から御質問、御意見等ございませんでしょうか。

お願いします。

○後藤委員 後藤です。

資料2、3、4に共通しているのですが、1ページ目で改正というのが旧規定で、新規定だと全部改正となっているのですが、改正と全部改正はどう違うか、教えていただけたらありがたいです。

○芳賀分科会長 羽鳥さん、お願いできますか。

○羽鳥生活衛生課長補佐 前回、改正がコロナの関係で一部分だけコロナを全ての指針に共通で改正させていただいたということで一部改正という整理をさせていただいていたのですが、今回は振興指針全体について改正の中身を整理させていただいているので、全文改正という形で改めて指針として示させていただくという流れになっております。

○後藤委員 どうもありがとうございました。

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

オンラインの委員の先生方も大丈夫ですね。

ありがとうございました。それでは、前回の各3業種の代表の方、委員の先生方からの御報告、それから前回いただいた御意見、委員の先生方からいただきました御意見が適切に今回反映されているということで、これを今回の改正案とさせていただきたいと思えます。今回お示しさせていただきました振興指針の改正方針について、これで分科会了解として進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○芳賀分科会長 ありがとうございます。

それでは、事務局におかれましては本日了解いただきました改正案に基づいて振興指針改正の告示に向けて作業を進めていただきたいと思います。

そのほか、事務局から何かございますでしょうか。

○羽鳥生活衛生課長補佐 本日も活発な御審議をいただき、誠にありがとうございました。また、取りまとめのほうを本日いただきましてありがとうございます。

当課生活衛生課長の諏訪のほうから御挨拶をさせていただきたいと思えます。

○諏訪生活衛生課長 生活衛生課長の諏訪でございます。

本日も、また11月から2回にわたりまして3業種の振興指針の改正につきまして御議論いただきまして誠にありがとうございました。本日取りまとめていただきました3業種の振興指針案につきましては、今後事務局のほうで所要の手続を進めさせていただきたいと

考えてございます。

各組合のほうで、これからこの指針を踏まえて振興計画という形でおつくりいただくということになってございます。厚生労働省といたしましては今後とも、今日名前を出していただきました全国の指導センター、また都道府県の指導センター、それから日本政策金融公庫、関係省庁の皆様とも連携をしまして、引き続き生活衛生の関係業種の皆様の支援に努めていきたいと考えてございます。

また、厚生科学審議会の委員としての任期が今回で切れる先生方もいらっしゃいます。これまで大変御協力を賜りましてありがとうございます。引き続き御参画いただく委員の皆様方におかれましては、引き続き御協力のほどお願いいたしたいと思います。

簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
○羽鳥生活衛生課長補佐 本日の議事録につきましては、原稿ができ次第、各委員に送付、確認いただきたいと思います。その上で厚生労働省ホームページにおいて公表させていただきたいと考えておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第42回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を終了させていただきたいと思います。

本日は、お忙しいところ御参集いただきまして誠にありがとうございました。